

ハローワーク灘 2020年1月6日以降の求人取り扱いについて

2020年1月6日からハローワークのシステムが新しくなります。それに伴って、求人票と公開方法が変わることとなります。

つきましてはハローワーク灘にて、**2019年12月末までに申し込んでいる求人票のデータを使用して求人の更新又は変更依頼をおこなう場合は**下記の通りお手続きいただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

《必 要 書 類》

1、事業所情報の追加登録 【事業所情報 追加確認シートの作成・提出】

2020年1月6日以降初めて求人を申し込む（新規申し込み・更新）もしくは求人内容の変更を行う場合はまず事業所情報の追加項目の入力が必須となります。**事業所情報 追加確認シート**の提出をお願いします。（1回のみ）

2、求人内容の追加登録 【求人情報 追加確認シートの作成・提出】

2020年1月6日以降、これまで申し込んでいた求人データ（旧データ）を使用して、新規求人を申し込む場合（求人の更新）や求人内容の変更を行う場合は、求人データを新データ化することが必須となるため、求人情報の追加項目の入力が必要となります。

求人情報 追加確認シートを作成・提出をお願いします。

※求人情報追加確認シートは基本、求人ごとに作成していただく必要がありますが、複数の求人を申込みされている場合で、記載内容が共通の求人がある場合には、共通の追加確認シートを1枚を作成し、その旨を記載いただくことでも構いません。

3、【旧データの求人票】

上記2の、追加登録部分以外の変更がある場合は、従来通り旧データの求人票に見え消しで訂正・追記いただければ結構です。

変更等がない場合でも旧データの求人票は必ず添付してください。（旧データの求人票がお手元にはない場合はハローワーク灘 求人部門まで事前にご相談ください。FAXもしくは郵送にて送付いたします。）

旧データ（平成30.1月～R1.12月に受理の求人）のデータを使用して、求人の更新又は変更のお手続きをされる場合は

上記1, 2, 3の書類(1については初回のみ)を郵送又は来所にてご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

※派遣・請負の求人については、従来通り、契約書等の確認をさせていただきますのでご来所ください。